)保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知をする森林所

平成二十二年七月二十日

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

福島県知事

佐 藤 雄 平

国見歯科診療所

太平寺歯科クリニック

示

福島県告示第四百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

次

目

○生活保護法による医療扶助等のた ○生活保護法による指定医療機関の ○生活保護法による指定医療機関の 事業を廃止した旨届出があった件 めの医療機関を指定した件 事業を休止した旨届出があった件 띨 四五. 焸

報

告

示

○生活保護法による指定医療機関の ○保安林の指定をする予定である旨 ○生活保護法による医療扶助等のた 通知があった件 事業を再開した旨届出があった件 めの施術者を指定した件二件

띨

通知の内容を掲示する件 有者等の所在が不分明のため当該

告

○特定非営利活動法人の定款の変更 の申請があった件 四品

○土地改良区の役員が就退任した旨 の認証の申請があった件

○土地改良事業の工事の完了につい て届出があった件 四五五

○県営土地改良事業の工事が完了し

멸

○不在者投票のできる施設として指 定した件

四五

四語

公

○特定非営利活動法人の設立の認証

四語

ベース薬局宮下町店

届出があった件 四五四四

ばにら薬局

四五五

福島県選挙管理委員会

四五五

もみの木歯科 いいたてクリニック名 称

相馬郡飯舘村伊丹沢字山田三八〇所 在 地

福島市南矢野目字境田一一—三

月五日

平成二二年四

指定年月日

南相馬市原町区国見町二―一一三―|

月同 月

一日

二二日

国見歯科診療所

太平寺歯科クリニック 福島市太平寺字町ノ内四三―二

喜多方市字小田付道上七〇〇二

井草歯科医院

往診歯科FINE B I T 伊達市原島一—

クラフト薬局新白河店

クラフト薬局笹谷店 同

福島市北沢又字成出二三―三メイゾン清水 白河市新白河二—六〇

同 市栄町一二―一〇ひかりビル一

市宮下町一五―二三タカノビル一階 月 年五

日

同月

年四

— 目

同

年六

日

月同月同

年五

一六日

—

(社会福祉課)

月一〇日

福島県告示第四百九十一号

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

平成二十二年七月二十日

名 称

野崎医院

岩瀬郡鏡石町不時沼六七 所 在

福島県知事

佐.

雄

平

廃止年月日 藤

月三一日 平成二一年一二

相馬市中村字荒井町三四

福島市南矢野目字境田一一—三

もみの木歯科

荒川耳鼻咽喉科医院

南相馬市原町区国見町三―五―同 市太平寺字過吹六―二

五 日 平成二二年四月

三日 年三月

年四月

应

一三日

平成22年7月20日 火曜日	福	島	県 報	第2199号	453
福島県告示第四百九十三号	東北平田歯科医院	根本歯科医院 称	平成二十二年七月二十日次の指定医療機関から当該指第十四条第四項においてその円滑な帰国の促進及び永住を活保護法(昭和二十五年生活保護法)の円滑な帰国の	ミット調剤薬局	クラフト薬局新白河店 石店薬局 石店薬局
石川郡平田村大字上蓬田字新屋敷三三院医療機関の事業を再開した旨届出があった医療機関の事業を再開した旨届出があったとされる生活保護法の規定を帰国後の自立の支援に関する法律(平成六帰国後の自立の支援に関する法律(平成六分によることとされる生活保護法の規定を帰国後の自立の支援に関する法律(平成六分によるという。	石川郡平田村大字上蓬田字新屋敷三三	田村郡小野町小野新町字荒町一八所在地	定医療機関の事業を休止した旨届例によることとされる生活保護法の帰国後の自立の支援に関する法律帰国後の自立の支援に関する法律法のに	同 市宮下町一五―二三タカノビル一階水	自河市新白河二─六○ 岩瀬郡鏡石町桜岡三七五─九
(中国残留邦人等 (中国残留邦人等 (中国残留邦人等 (中国残留邦人等 た。) により、 (本会福祉課) (社会福祉課)	(社会福祉課) 一○日 平成二二年三月	二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二九日一二十二十二一二十二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二一二十二<	。) 第四残留	(社会福祉 年 四 E = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =	
智祉 ステー により、 三十号) 三十号)、 三十号)、	溢 () () () () () () () () () (年日平月	により、により、	 年 課 月	年 三 月 月 月 月

の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。 法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

平成二十二年七月二十日

池亀清平 松字小荒井道西五 喜多方市松山町村 サービス猪苗 ふれあい心の 施術所名 川桁字新屋敷三四五 耶麻郡猪苗代町大字 施術所の所在地 福島県知事 佐 月二七日 平成二二年四 指定年月日 雄

福島市腰浜町二九 一六一三

栗原淳

— 三 四

レイス治療院 ふくしま 福島市北中央一—四 八一三 月 同 一 日

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十五号

整復師を次のとおり指定した。 法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道 の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

平成二十二年七月二十日

七一一三 二本松市金色四〇 住 所 橋本接骨院 施術所名 二本松市金色四〇七 施術所の所在地 福島県知事 佐 平成二二年六 藤 月一二日 指定年月日 雄平

(社会福祉課)

橋本好司 氏

名

福島県告示第四百九十六号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり保

平成二十二年七月二十日

保安林予定森林の所在場所

いわき市平沼ノ内字浜街一五八の二、平薄磯字北ノ作九

福島県知事 佐 藤 雄 平

指定の目的

三 土砂の崩壊の防備

指定施業要件 立木の伐採方法

福島県告示第四百九十四号

出することができること。

一条第一項の規定により、

福

容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十

当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提

(治山対策課)

Ŧi.

定款に記載された目的

十二年六月二十九日付け福島県告示第四百六十号によること。なお、当該告示の内

当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二

島

1

保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

通知の内容の要旨

2

- 準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標

三

代表者の氏名

利範

特定非営利活動法人ひとやすみ

主伐は、択伐による。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

2

次のとおりとする。

策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対

(治山対策課)

Ŧi.

定款に記載された目的

福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西八百四十番

現のため、市民と協同して精神障害者やその他の障害者に対する生活支援、就労支援この法人は、精神障害者やその他の障害者が、地域で自立して生活できる社会の実

に関する事業を行うとともに、広く市民への障害者理解のための普及、

啓発活動を進

もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

四

主たる事務所の所在地

福島県告示第四百九十七号

三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方 を次のとおり告示し、当該通知の内容を鮫川村役場の掲示場に掲示する。 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、当該通知の内容の要旨 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

公告第二百八十八号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、

平成二十二年七月二十日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非

次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄

平

所在の不分明な者の氏名

平成二十二年七月二十日

佐 藤 雄

福島県知事

平

名称

平成二十二年七月九日 申請のあった年月日

特定非営利活動法人循環型社会推進センター

三 代表者の氏名 三瓶 英才

兀 福島県福島市五月町四番二 主たる事務所の所在地

研究・情報発信など、保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全、地域安全、経済活 の推進に寄与することを目的とする。 動の活性化、雇用機会の拡充、消費者の保護活動等に関する事業を行い、 進や地域活動の活発化等に資するユニバーサルデザイン、自立支援等に関する調査・ して、少子・高齢社会に対応した住宅改修、買替え等に関する相談・斡旋、交流の促 この法人は、県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携 循環型社会

(文化振興課)

公告第二百八十七号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

平成二十二年七月二十日

平成二十二年七月九日申請のあった年月日

454

名称

福島県知事 佐 藤 雄 平

公告第二百八十九号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十二年七月二十日

福島県知事 平.

佐 藤 雄

柳津町

た者の名称

土地改良事業を行っ

一地改良区の名称

飯舘村土地改良区

役別 氏名 理事 管野

武美

住所

相馬郡飯舘村小宮字曲田五五番地

役別 理事 就任した役員 氏名

庄司 久

相馬郡飯舘村小宮字反田七五番地

(農村計画課)

公告第二百九十号

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二 平成二十二年七月二十日 第 項の規定により

琵琶首 地区名 種類 土地改良事業の

基盤整備促進 (農業用用排水

施設及び農道)

平成十三年八月八 同意の年月日

施行認可又は施行

工事の完了年月日

福島県知事

佐

藤

雄

平

日 二十日 平成二十二

一年五月

(農村計画課)

公告第二百九十一号

福

了したので公告する。 -島地区に係る県営の中山間地域総合整備事業の工事は、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により 平成一 <u>+</u> 一年三月二十三日完

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐 (農村計画課 藤 雄

平

県選挙管 理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

施行令 号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法 条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二 (昭和二十二年政令第十六号)第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二 (昭和二十五年政令第三十号) 第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令

> 十二年七月八日次のとおり指定した。 平成二十二年七月二十日

福島県選挙管理委員会 委員長

菊 地 俊 彦

財団法人ときわ会常磐病院	施設の名称
いわき市常磐上湯長谷町上ノ台五七番地	施設の所在地

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】 発行者 印刷所 県刷 島 印